

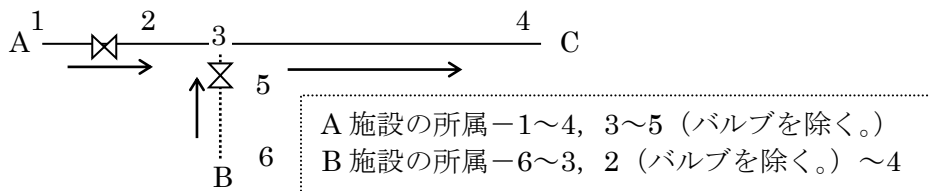
第1 少量危険物等貯蔵取扱所の危険物配管に係る規制要領

2以上の少量危険物貯蔵取扱所の相互間又は、少量危険物貯蔵取扱所と他の施設が配管で連結されている場合の危険物配管の附属範囲は、次によるものとする。

1 原則

- (1) 連絡配管は送り出し側の施設に所属させることを基本とする。
- (2) 複数の施設が共用する配管については、単独の施設に所属させるための区分け規制はしないものとし、すべての共用施設に所属させること。
- (3) 合流配管であつて、当該合流配管が他施設に所属する場合は、分岐後の第一バルブまでを当該施設の所属とする。

(例)



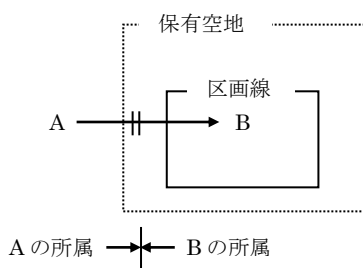
2 施設の種別ごとの区分の方法

送り出し側の施設に所属する配管の範囲は、受け入れ側の施設の種別ごとに、次の(1)~(4)によること。また、送り出し側の施設が製造所等である場合にあっては、(5)によること。

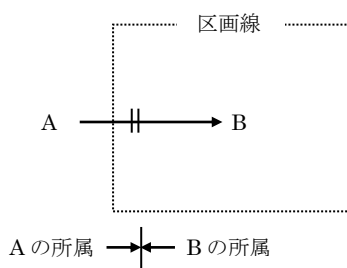
(1) 屋外タンク及び地下タンク以外

- ア 受け入れ側の施設の保有空地へ入った直後のバルブ又はフランジ（以下「第一バルブ等」という。）手前まで。
- イ 受け入れ側の施設が保有空地を要しない場合は、区画内の第一バルブ等の手前まで、ただし、当該配管が区画線において壁体等を貫通する場合は、貫通部外面までとする。
- ウ 埋設配管であつて、当該配管が受け入れ施設の保有空地線（保有空地を要しない施設にあっては区画線。以下「保有空地線等」という。）を埋設状態で通過する場合は、当該保有空地線等までとする。

(例) アの例

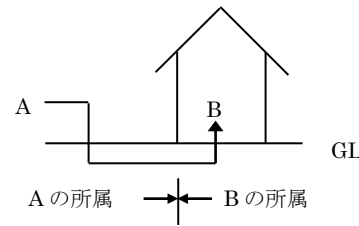
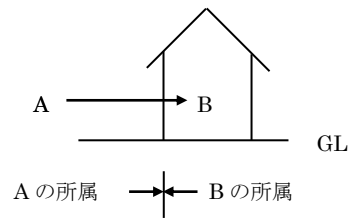


イの例



イの例（壁体等を貫通する場合）

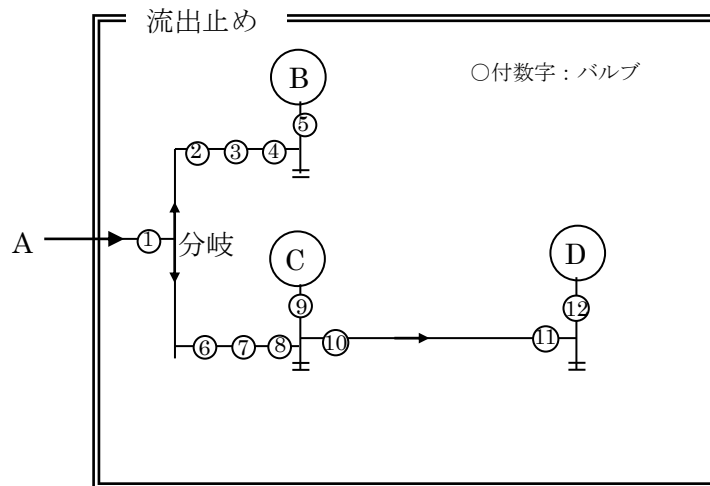
ウの例



(2) 屋外タンク

原則として、タンクの前バルブ手前までとする。

なお、受け入れ配管が、当該タンク専用の配管である部分にタンク元バルブ以外のバルブを設ける場合（当該タンクの流出止め内に設けるものに限る。）にあつては、当該バルブまでとして差し支えない。



※ 1

分岐からタンク B の配管は専用配管であるため、A の配管範囲は、バルブ②、③、④又は⑤のいずれかのバルブまでとすることができる。

なお、バルブ⑤までとする場合は、⑤バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

※ 2

A からタンク C、タンク D へ送油することを目的に配管が敷設されている場合は、分岐からタンク C への配管（バルブ⑥、⑦及び⑧の部分）は、タンク D への配管との兼用であり、タンク C の専用配管とはみなさない。

また、バルブ⑩の下流は、※ 1 の場合と同様に専用配管である。

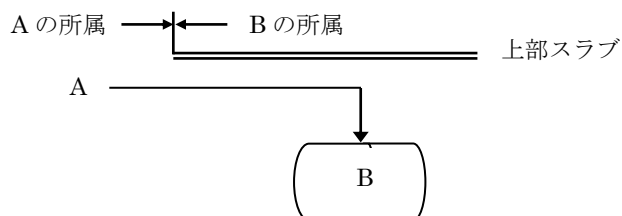
したがって、A の配管範囲は、分岐からバルブ⑨の手前まで及びバルブ⑩（又は、バルブ⑪、バルブ⑫のいずれか、※ 1 の例による。）までとなる。

なお、バルブ⑫までとする場合は、⑫バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

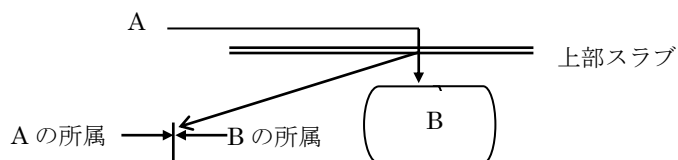
(3) 地下タンク

タンクの前バルブ手前までとする。ただし、地下タンクへの受け入れ配管がタンク上部のスラブ下部に埋設されている場合は、当該スラブの端までとし、スラブを貫通する場合には貫通部外面までとする。

(例) 地下タンクの例（スラブ下部に埋設する場合）



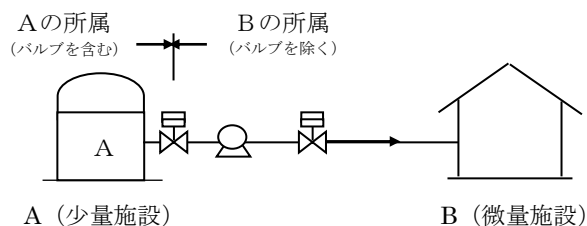
地下タンクの例（スラブ下部に埋設する場合）



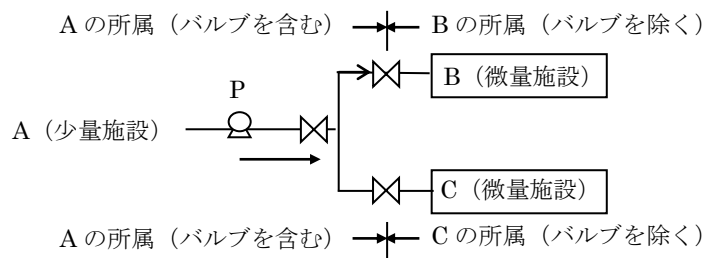
(4) 微量危険物の施設

少量危険物貯蔵取扱所から微量危険物貯蔵取扱所に危険物を送液する場合は、配管通過量が微量危険物であることを考慮し、下記例1のとおりとする。なお、2以上の微量危険物貯蔵取扱所に送液することで、一日に少量危険物が通過する配管及びポンプ設備等がある場合については、下記例2のとおりとする。

(例1)



(例2)



(5) 送り出し側が製造所等である場合

上記(4)を、Aを「製造所等」、B及びCを少量危険物貯蔵取扱所として準用する。